

中央市の給与・定員管理等について

1 総括

令和6年度版

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

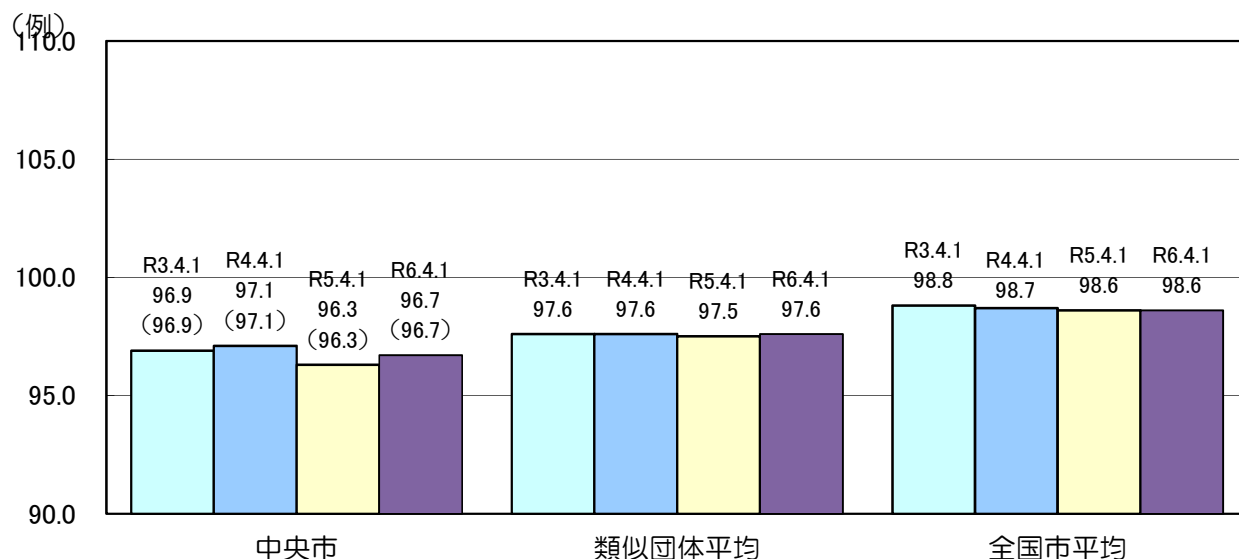
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 (A)	実 質 収 支	人 件 費 (B)	人 件 費 率 (B/A)	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	30,657 人	14,945,237 千円	1,429,494 千円	2,244,034 千円	15.02 %	15.31 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	210 人	757,783 千円	113,181 千円	298,089 千円	1,169,053 千円	5,567 千円	5,810 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
 ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

中央市は、人事委員会未設置のため記載なし。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 年度	円	円	円 (%)	%	%	2.76 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

中央市は、人事委員会未設置のため記載なし。

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 年度	月	月	月	月	月	4.60 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

給料表の改定実施時期 : 平成27年4月1日
実施内容 : 一般行政職の給料表について、国、県の見直し内容を踏まえ、平均2%の引下げ。高齢層（50歳台後半層）については最大4%の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給なし)

③その他の見直し内容

その他の見直し実施時期 : 平成27年4月1日
実施内容 : 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国、県と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中央市	42.9 歳	319,200 円	376,080 円	342,596 円
山梨県	42.8 歳	328,862 円	405,341 円	364,392 円
国	42.1 歳	323,823 円	405,378 円	— 円
類似団体	42.3 歳	317,292 円	376,472 円	344,715 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
中央市	48.4 歳	1 人	円	円	円	—	—	—	—
うち 用 務 員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
そ の 他	48.4 歳	1 人	円	円	円	その他	49.1歳	244,800円	—
山梨県	55.8 歳	69 人	350,661 円	395,014 円	371,074 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	330,553 円	— 円	—	—	—	—
類似団体	51.9 歳	12 人	294,304 円	323,768 円	305,233 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
中央市	—	—	—
その他	— 円	3,297,300 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職 (該当 なし)

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中央市	34.3 歳	281,100 円	314,183 円	289,567 円
山梨県	42.7 歳	360,076 円	420,276 円	384,809 円
国	48.1 歳	325,124 円	365,921 円	— 円
類似団体	40.5 歳	301,477 円	365,757 円	313,815 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		中央市	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,918 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,181 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	175,002 円	— 円
	中 学 卒	151,200 円	156,464 円	— 円
看護・保健職	大 学 卒	230,800 円	234,546 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,700 円	362,200 円	387,200 円	393,700 円
	短 大 卒	250,600 円	310,200 円	360,800 円	390,300 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短 大 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

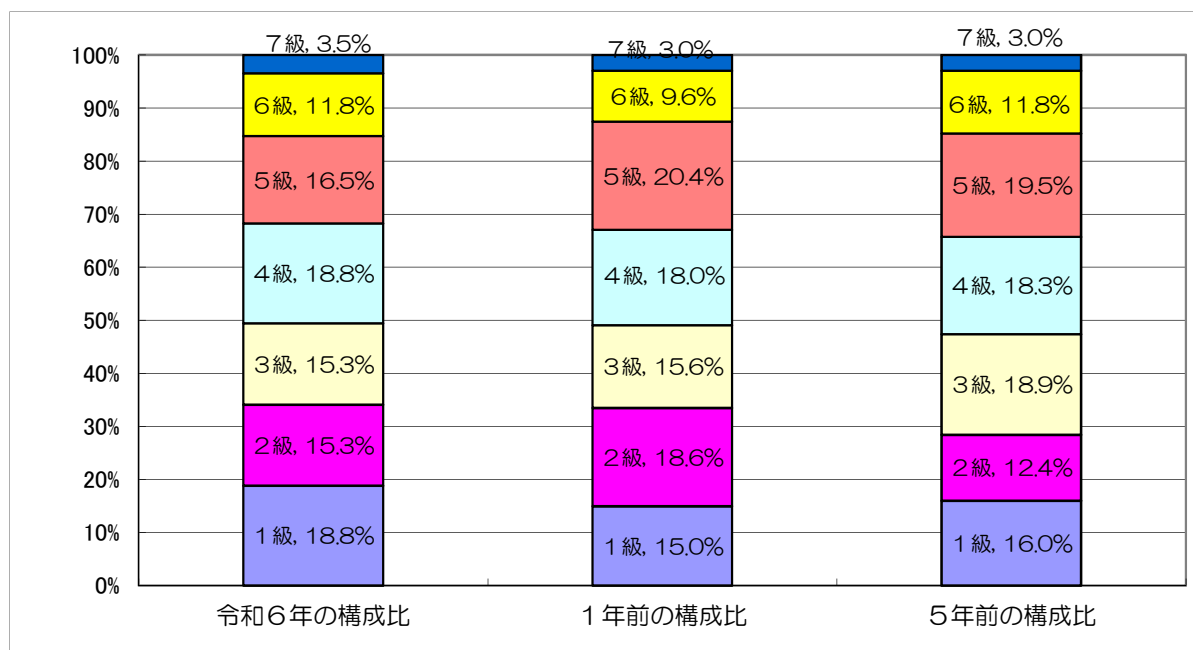
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

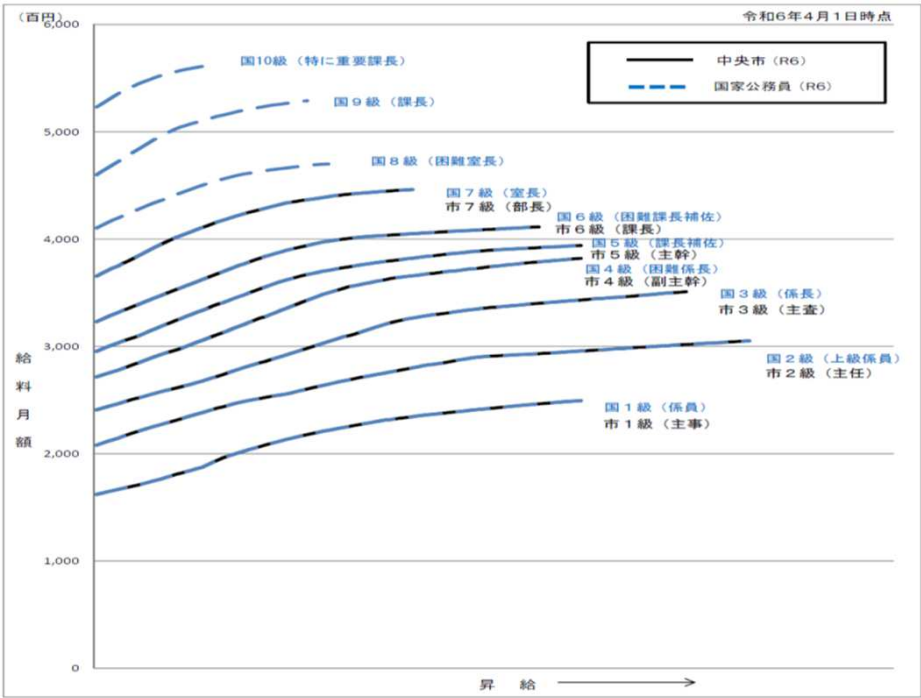
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	6人	3.5%	365,500 円	446,200 円
6級	課長	20人	11.8%	323,100 円	411,300 円
5級	主幹	28人	16.5%	295,400 円	394,000 円
4級	副主幹	32人	18.8%	271,600 円	382,000 円
3級	主査	26人	15.3%	240,900 円	351,000 円
2級	主任	26人	15.3%	208,000 円	305,200 円
1級	主事	32人	18.8%	162,100 円	249,400 円

(注) 1 中央市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（中央市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中央市	山梨県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,466 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,636 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 （ 0.975 ）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375 ）月分 0.975 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 措置なし	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職（中央市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

中央市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分	最高限度	47.7090 月分	47.70900 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給）	なし			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）	
1人当たり平均支給額	2,857 千円	20,627 千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（支給なし）

(4) 特殊勤務手当（支給なし）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	50,696 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	265 千円
支給実績（令和4年度決算）	51,762 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	275 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶 養 手 当	- 配偶者：6,500円 - 子：10,000円 - 父母等：6,500円 15歳に達する日後の最初の4月1日～22歳に達する日以後の最初の3月31日まで5,000円加算	同じ		22,449 千円	244,011 円
住 居 手 当	①自宅（持ち家）：支給なし ②借家：16,000円以上の家賃を支払っている場合、28,000円を限度に支給 ③手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間所要の経過措置を講ずる。	同じ		10,816 千円	292,324 円
通 勤 手 当	- 自動車等の使用距離が片道2キロ以上5キロ未満である職員 2,000円 5キロ以上10キロ未満である職員 4,200円 10キロ以上15キロ未満である職員 7,100円 15キロ以上20キロ未満である職員 10,000円 20キロ以上25キロ未満である職員 12,900円 25キロ以上30キロ未満である職員 15,800円 30キロ以上35キロ未満である職員 18,700円 35キロ以上40キロ未満である職員 21,600円 40キロ以上45キロ未満である職員 24,400円 45キロ以上50キロ未満である職員 26,200円 50キロ以上55キロ未満である職員 28,000円 55キロ以上60キロ未満である職員 29,800円 60キロ以上である職員 31,600円 - 交通機関利用者 定期券等の金額 最高限度額 55,000円	同じ		6,661 千円	41,117 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給 役職に応じ定額(32,000円～63,000円)を支給	同じ		18,768 千円	605,419 円
休 日 勤 務 手 当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合勤務時間一時間当たり給与額の100分の125から100分の150までの範囲内で支給（正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合）	同じ		2,361 千円	— 円
夜 間 勤 務 手 当	午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合に勤務時間1時間当たり給与額の100分の25支給	同じ		— 千円	— 円
宿 日 直 手 当	庁舎の宿日直1回につき4,400円	同じ		1,082 千円	77,286 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料 報 酬	市 長	764,000 円		(参考) 類似団体における最高／最低額			
	副 市 長	(- 円)		980,000 円	／	382,500 円	
	議 長	330,000 円		794,000 円	／	560,000 円	
	副 議 長	(- 円)		557,000 円	／	327,000 円	
	議 員	300,000 円		493,000 円	／	279,000 円	
		(- 円)		450,000 円	／	259,000 円	
期 末 手 当	市 副 議 副 議	(令和5年度支給割合)					
	市 長 長 長 員	4.45 月分					
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	市 長	給料月額×在職月数×0.42		1,540 万円		任期満了毎	
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.25		716 万円		任期満了毎	
備 考							

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

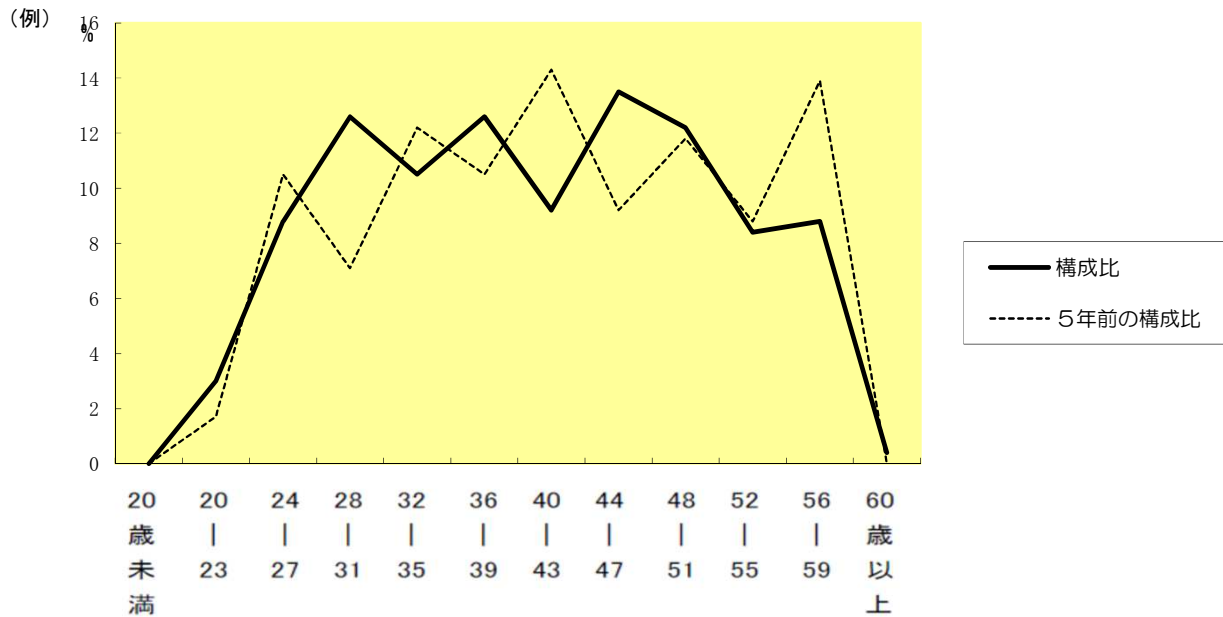
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議会	3	3	0	
	総務・企画	64	69	5	機構改革に伴う増、派遣等の増
	税務	11	11	0	
	労働	0	0	0	
	農林水産	8	8	0	
	商工	3	3	0	
	土木	11	13	2	機構改革に伴う増
	民生	70	68	△ 2	配置職員数の見直し
	衛生	15	14	△ 1	機構改革に伴う所掌事務の見直し
	小計	185	189	4	<参考> 人口1万当たり職員数 61.65 人 類似団体の人口1万当たりの職員数 69.85 人)
特 別 部 門 行 政	教育	25	24	△ 1	配置職員数の見直し
	小計	25	24	△ 1	
	普通会計計	210	213	3	<参考> 人口1万当たり職員数 69.48 人 類似団体の人口1万当たりの職員数 89.76 人)
公 営 企 業 等	水道	6	5	△ 1	配置職員数の見直し
	下水道	6	5	△ 1	機構改革に伴う所掌事務の見直し
	その他	16	16	0	
	小計	28	26	△ 2	
合 計		238 【 264 】	239 【 264 】	1 【 0 】	<参考> 人口1万当たり職員数 77.96 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	10人	20人	22人	36人	23人	25人	28人	27人	23人	22人	2人	239人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	188	184	184	184	185	189	1 (0.5%)
教育	22	23	24	24	25	24	2 (9.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	210	207	208	208	210	213	3 (1.4%)
公営企業等会計計	28	29	30	30	28	26	△2 (△7.1%)
総合計	238	236	238	238	238	239	1

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体によっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 (A)	純損益 又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	238,608 千円	0 千円	25,891 千円	10.85 %	10.87 %

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 市町村(政令指定都市を 除く)平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
令和5年度	3 人	12,873 千円	3,154 千円	3,641 千円	19,668 千円	6,556 千円	6,118 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 (なし)

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
中央市公営企業職	39.3 歳	357,583 円	546,333 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

中央市公営企業職		中央市一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,762 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,551 千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （ 1.375 ）月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 0.975 ）月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （ 1.375 ）月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 0.975 ）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

中央市公営企業職			中央市一般行政職		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.70900 月分
最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分	最高限度額	47.70900 月分	47.70900 月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし ）			その他の加算措置 （退職時特別昇給 なし ）		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	1,251 千円	21,074 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち、「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (支給なし)

エ 特殊勤務手当 (支給なし)

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	822 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	411 千円
支給実績 (令和4年度決算)	901 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	451 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者：6,500円 ・子：10,000円 ・父母等：6,500円 15歳に達する日後の最初の4月1日～22歳に達する日以後の最初の3月31日まで5,000円加算	同じ		276 千円	318,000 円
住居手当	①自宅(持ち家)：支給なし ②借家：16,000円以上の家賃を支払っている場合、28,000円を限度に支給 ③手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間所要の経過措置を講ずる。	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	・自動車等の使用距離が片道2キロ以上の場合通勤距離に応じて支給 ・交通機関利用者 定期券等の金額 最高限度額 55,000円	同じ		72 千円	24,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の特殊性に基づき定められた職にある者に支給 役職に応じ定額を支給	同じ		636 千円	636,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合勤務時間1時間当たり給与額の100分の135から100分の160までの範囲内で支給	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合に勤務時間1時間当たり給与額の100分の25支給	同じ		0 千円	0 円
宿直手当	庁舎の宿直1回につき4,400円	同じ		18 千円	8,800 円